

**わかる！社労士
&
トミーの社労士合格ゼミ
2022年度版**

**法改正情報
(2022年2月9日掲載版)**

このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2022年度版のわかる！社労士各書籍及びトミーの社労士合格ゼミ(PDF)の編集後に発生した法改正に関する情報です。

はじめに/表記について

このPDFファイル中では、下記の表記を行っています。

- 【入】：うかる！社労士 入門ゼミ 2022年度版 を表しています。
- 【テ】：うかる！社労士 テキスト&問題集 2022年度版 を表しています。
- 【ゼ】：トミーの社労士合格ゼミ(PDF) 2022 を表しています。

労働基準法

1. 成年年齢引下げの影響

【改正の概要】

成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が、2022年4月1日から施行されます。労働基準法の「年少者」のCHAPTERに影響する改正になります。

該当箇所 【テ】P99 上の図、【ゼ】Vol.1 P161 下の図

改正内容

2022年4月より、成年年齢が18歳に引き下げられます。このことから、【テ】P99上の図及び【ゼ】Vol.1 P161 下の図の中の「未成年者（満20歳未満）」の箇所が、「未成年者（満18歳未満）」となります。
⇒ 図中の棒グラフも18歳のところまでになります。

改正前	改正後
未成年者（満20歳未満）	未成年者（満18歳未満）

特記事項

この他の箇所には、直接的な影響はない見込みです(3月末までになんらかの関連事項の改正が出てくる可能性がゼロではありません)。なお、今回の改正により、未成年者と年少者の定義が同じものとなります。

健康保険法

1. 被扶養者/共同扶養の場合の要件

【改正の概要】

夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定に係る判断基準が更新されました。

該当箇所 【テ】P599 下段 ②、【ゼ】Vol.4 P48 (ゼミには反映済み)

改正内容 以下に差し替え

- ①被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の**年間収入**(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から**今後1年間の収入を見込んだもの**とします。以下、②及び③で同じです)**が多い方の被扶養者とする**ことを原則とします。
- ②**夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合**は、被扶養者の地位の安定を図るため、**届出**により、**主として生計を維持する者の被扶養者**とします。
- ③夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が**認定されている場合**には、その**認定を受けている者の被扶養者**として差し支えありません。
なお、扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由に被扶養者として認定しないことはできません。

以下、白紙。 今回のファイルはここまでです。

※6月に、今後発出される改正事項も含めた法改正情報をアップする予定です。